

## 群馬県立女子大学文学部短期海外研修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第38条第3項の定めに基づき、文学部の短期海外研修に関して必要な事項を定めるものとする。

(期間)

第2条 研修期間は、おおむね2週間から8週間の期間とする。

(研修者)

第3条 短期海外研修をすることができる者は、1年次以上に在籍する者とする。

(研修領域と研修先)

第4条 短期海外研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 語学研修
  - (2) インターンシップ研修
  - (3) ボランティア活動研修
  - (4) フィールドワーク研修
  - (5) その他教授会が適当と認める領域の研修
- 2 語学研修の研修機関は、次に掲げるものとする。
- (1) 本学と姉妹校提携を結んでいる大学
  - (2) 短期語学研修を実施するために事前協議を行った大学
  - (3) 教授会が短期語学研修の授業内容等を適当と認める語学学校

(提出書類)

第5条 短期海外研修を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 短期海外研修願
- (2) 研修の内容等に関する説明資料（前条第1項第5号及び第2項第3号関係）

(単位認定)

第6条 短期海外研修で修得した単位は、本学で修得した単位として認定することができる。

- 2 本学で修得した単位として認定できる単位数は、学則第24条の定めに基づき国内外の他の大学等で修得した単位と合わせて60単位までとする。
- 3 短期海外研修の単位の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を帰国後速やかに提出しなければならない。
  - (1) 修得単位認定申請書
  - (2) 語学研修の成績証明書、授業内容及び時間数を記したもの

- (3) 実地研修の内容及び時間数を記したもの
- (4) 実地研修の報告書等
- (5) その他必要と認められるもの

4 修得単位の認定は、文学部の教務委員会の議に基づき教授会が行う。

(読替と評価)

第7条 読み替える科目は、群馬県立女子大学文学部履修及び学修の評価に関する規程の第3条の定めるところによる。

- 2 短期海外研修の時間数は、本学の定める基準による。
- 3 成績の評価は、研修先の成績評価を尊重する。
- 4 研修先の評価が得られない場合は、報告書等により成績評価する。
- 5 単位の認定結果は、修得単位認定通知書により、本人に通知する。
- 6 前項による修得単位の学籍簿への記載は、群馬県立女子大学文学部留学規程を準用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学文学部短期海外研修規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。